

個人番号等の確認書類と代理人の身元確認書類について

(1) 申請者(=受診者)本人が提出する場合は、次のA又はBのいずれかを窓口で提示してください。

(郵送の場合は写しを提出)

A

個人番号確認書類

申請者本人の「個人番号通知カード」又は「個人番号付きの住民票」

※「個人番号通知カード」は、記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合に限り確認書類として有効。

身元確認書類

申請者本人の特定医療受給者証 又は 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等

(上記書類がない場合は、医療保険証、年金手帳、児童扶養手当証書等を2つ以上)

B

個人番号確認書類＋身元確認書類

個人番号カード(市町村に交付申請して交付される顔写真付きのカード)

※郵送の場合は両面のコピーが必要←ケースから取り出してコピーしてください。

(2) 受診者が18歳未満の場合、その保護者(=申請者)が提出する場合は、次のA又はBのいずれかを窓口で提示してください。(郵送の場合は写しを提出)

A

個人番号確認書類

申請者本人の「個人番号通知カード」又は「個人番号付きの住民票」

※「個人番号通知カード」は、記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合に限り確認書類として有効。

身元確認書類

申請者本人の運転免許証、パスポート等

(上記書類がない場合は、住民票(氏名及び生年月日又は住所が記載されているもの)、医療保険証、年金手帳、児童扶養手当証書等を2つ以上)

B

個人番号確認書類＋身元確認書類

個人番号カード(市町村に交付申請して交付される顔写真付きのカード)

※郵送の場合は両面のコピーが必要←ケースから取り出してコピーしてください。

(3)代理人に申請手続きを委任する場合は、次の書類を窓口で提示してください。(郵送の場合は写しを提出)

委任状

申請書の「申請の手続の委任」欄への記載

代理人の身元確認書類

代理人の運転免許証、パスポート、介護支援専門員証等(官公署から発行・発給された書類で、顔写真付きで i 氏名 ii 生年月日又は住所が記載されているもの)

申請者の個人番号確認書類 ⇒個人番号に変更があった場合など、前回申請時と異なる場合は提示(郵送の場合は写しを提出)が必要です。

申請者(受診者)の「個人番号通知カード」、「個人番号カード」又は「個人番号付きの住民票」のうち1つ

※ 「個人番号通知カード」は、記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合に限り確認書類として有効。